

## 資料2

### パートナーシップ（宣誓）制度について

#### 1 趣旨

本市では、第五次総合計画やSDGsにおいて掲げる、誰もが互いに尊重しあい、自らの個性と能力が發揮できる人権尊重の社会づくりのため、性的少数者に係る施策としてパートナーシップ（宣誓）制度の在り方について検討しているところです。

#### 2 制度をめぐる動き

2000年代より、地方公共団体の人権や男女共生に関する計画や指針などにおいて、性の多様性への配慮が求められるようになり、これと同時に、セクシュアルマイノリティ当事者や支援者による市民活動も急激に活発化していき、2015年11月、東京都渋谷区が同性カップルの関係性の認定を開始したことを皮切りに、各地の自治体の間に広がっています。

県内の自治体においても、今年1月に広島市が同制度を導入し、周辺自治体による相互利用を見据えた連携事業を立ち上げたり、安芸高田市がこの秋の導入を目指すことを表明するなど、導入の動きが広がっています。

近年は民間への適用も徐々に拡大しており、証明書類の提示で、携帯電話の家族割や勤務先の福利厚生を受けられるなどの例も増えてきています。

今年度に実施した「人権に関する市民意識調査」では、「同性愛や両性愛などの性的指向は受け入れられ、理解されるべきだ」と考えている市民の割合は、64.5%、「パートナーシップ証明書を東広島市も発行すべきだ」と考える市民は、50.9%となっています。（詳細な結果は次項）

導入自治体 74自治体（人口カバー率：33.4%） 令和3年1月8日現在

パートナーシップ宣誓書受領証等交付件数 1,516組 令和2年12月31日現在

#### 3 制度の概要

お互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力しあうことを約束した一方または双方が性的マイノリティである二人が、パートナーシップ関係にあることを市に宣誓し、宣誓書を提出した場合、市が対象者の要件を満たしていることを確認のうえ、パートナーシップ宣誓書受領証等を交付するものです。

この制度に法的な効力はありませんが、その関係を行政が認知することにより、性的マイノリティの方の生きづらさや不安の軽減、性的マイノリティの方への差別や偏見の解消、社会的な理解の促進につながり、これらの方が安心感を持って生活できる社会の実現を期待するものです。

##### ○ 宣誓を行うことができる者

- (1) 成年に達していること。
- (2) 双方に配偶者がいないこと。
- (3) 当事者以外の者とパートナーシップの関係ないこと。
- (4) 当事者同士が近親者（民法734条から736条に規定する結婚することができないとされる続柄）でないこと。
- (5) 市内に住所を有している（市内への転入を予定している場合を含む。）こと。

※広島市の手引きをP5に添付

4 パートナーシップ宣誓書受領証等の提示により利用可能な行政サービス等  
(提示しなくとも利用できるが、より円滑に利用できるものも含む)

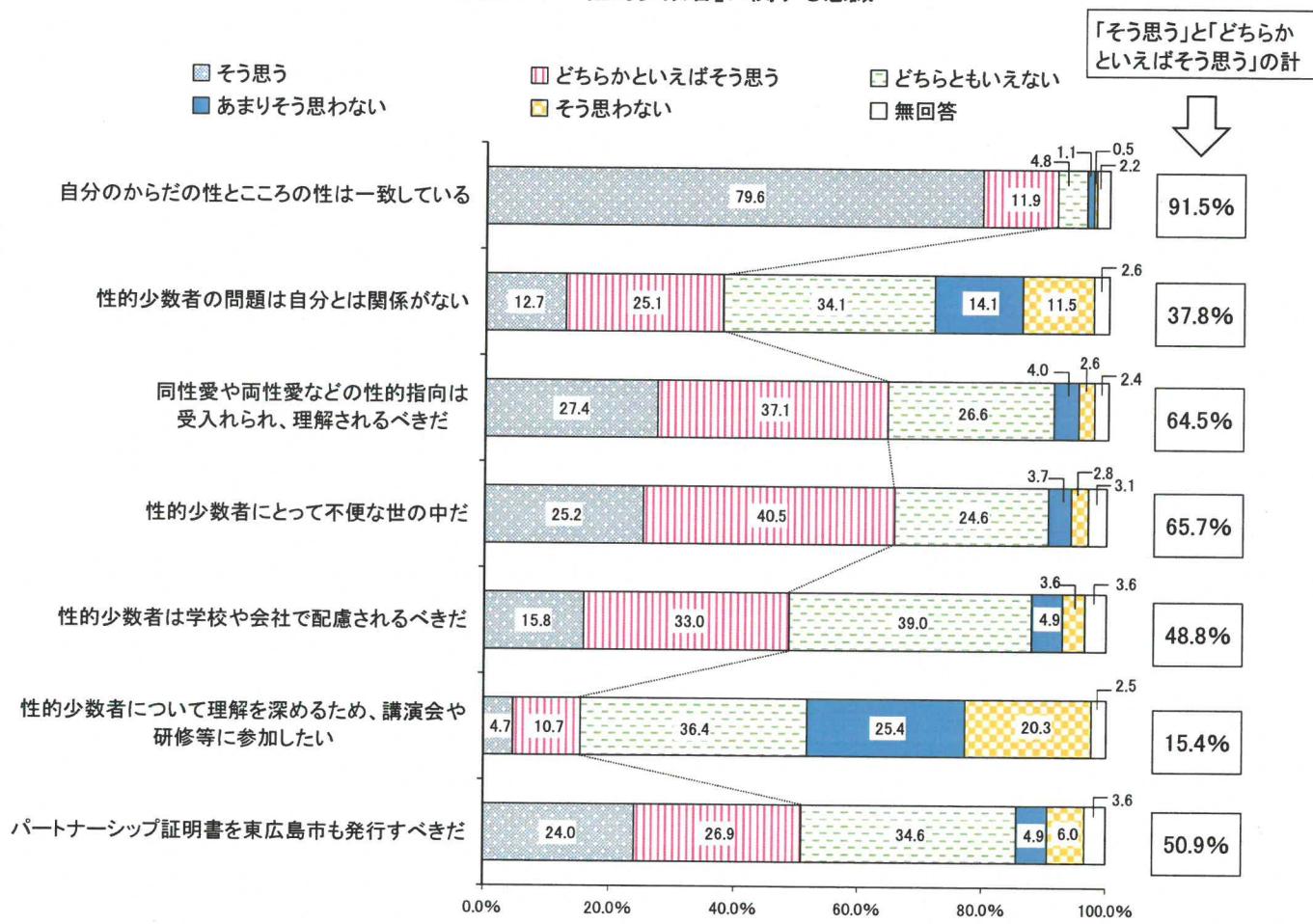
※広島市の一覧をP17に添付

5 制度がある自治体に在住の性的マイノリティである当事者の声（新聞等から抜粋）  
・(制度で)生活上変わることはないが、市がまずパートナーとして認めてくれるのが大きい。  
・この制度によって性的マイノリティが社会に多く存在していることを知って欲しい。  
・人に説明しやすいということは、すごく大きなところだと思います。  
・不動産屋にパートナーと出向いた際、嫌な顔をせず対応してもらえたことが嬉しかった。  
・制度がある自治体だと、万が一の時も関係を証明できる安心感がある。

## 問20 「性的少数者」に関する意識

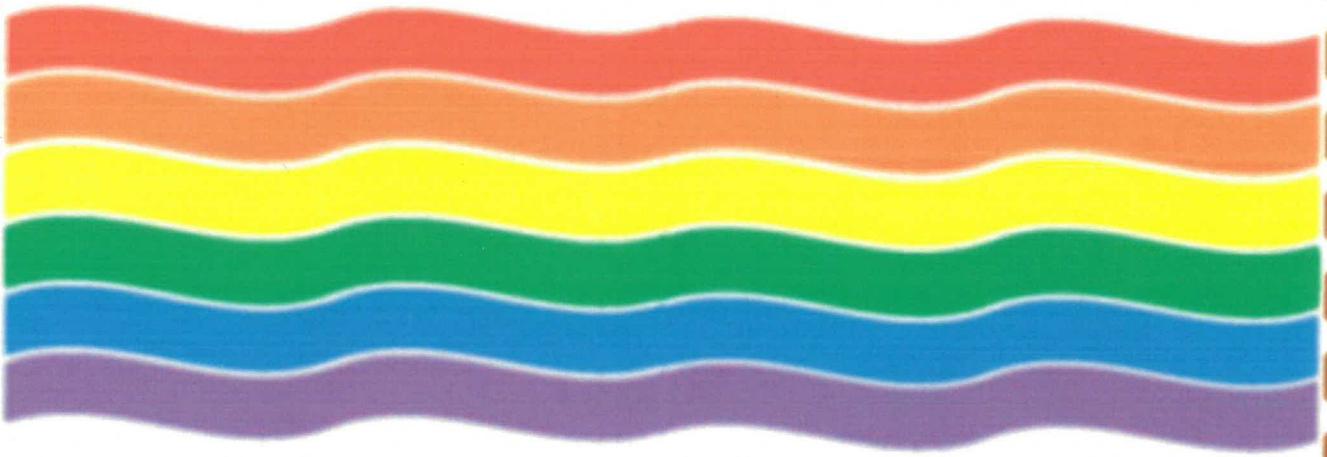
- 「性的少数者」に関する意識については、「そう思う」（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の計）が最も多いのは、「自分のからだの性とこころの性は一致している」（91.5%）で、以下、「性的少数者にとって不便な世の中だ」（65.7%）、「同性愛や両性愛などの性的指向は受け入れられ、理解されるべきだ」（64.5%）と続く。
- 「そう思わない」（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の計）が最も多いのは、「性的少数者について理解を深めるため、講演会や研修等に参加したい」（45.7%）で、「性的少数者の問題は自分とは関係がない」（25.6%）がそれに次ぐ。

図表 4-5 「性的少数者」に関する意識

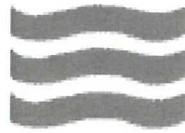




# 広島市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き

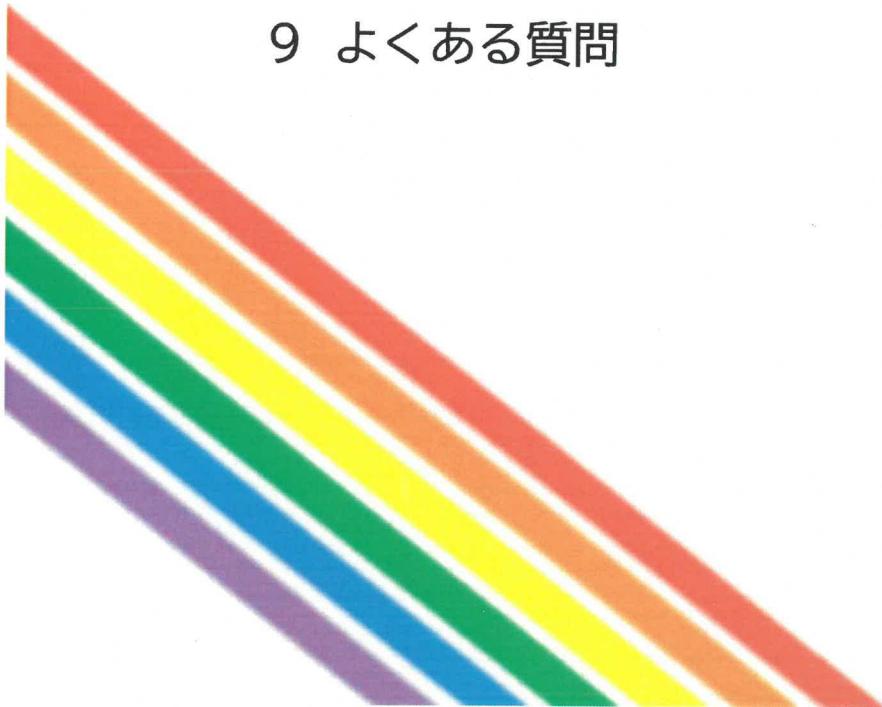


広島市



# 目 次

- 1 パートナーシップ宣誓制度の概要
- 2 宣誓できる方
- 3 宣誓手続の流れ
- 4 必要書類
- 5 交付する書類
- 6 受領証等の再交付・変更・返還
- 7 他自治体との相互利用
- 8 宣誓書記載内容証明書
- 9 よくある質問



## 1 パートナーシップ宣誓制度の概要

広島市では、全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮できる社会の形成を目指しています。

その取組の一環として実施する「広島市パートナーシップ宣誓制度」は、一方または双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した関係（パートナーシップ）である旨の宣誓書を提出し、広島市が受領証および受領カードを交付するものです。

この制度に法的効力はありませんが、その関係を行政が認知することによって、性的マイノリティに関する社会的理解を促進するとともに、性的マイノリティの方々が安心感を持って生活できる社会が実現することを期待しています。

### 【用語】

#### 性的マイノリティ

性的指向や性自認のあり方が少数派である人。

#### パートナーシップ

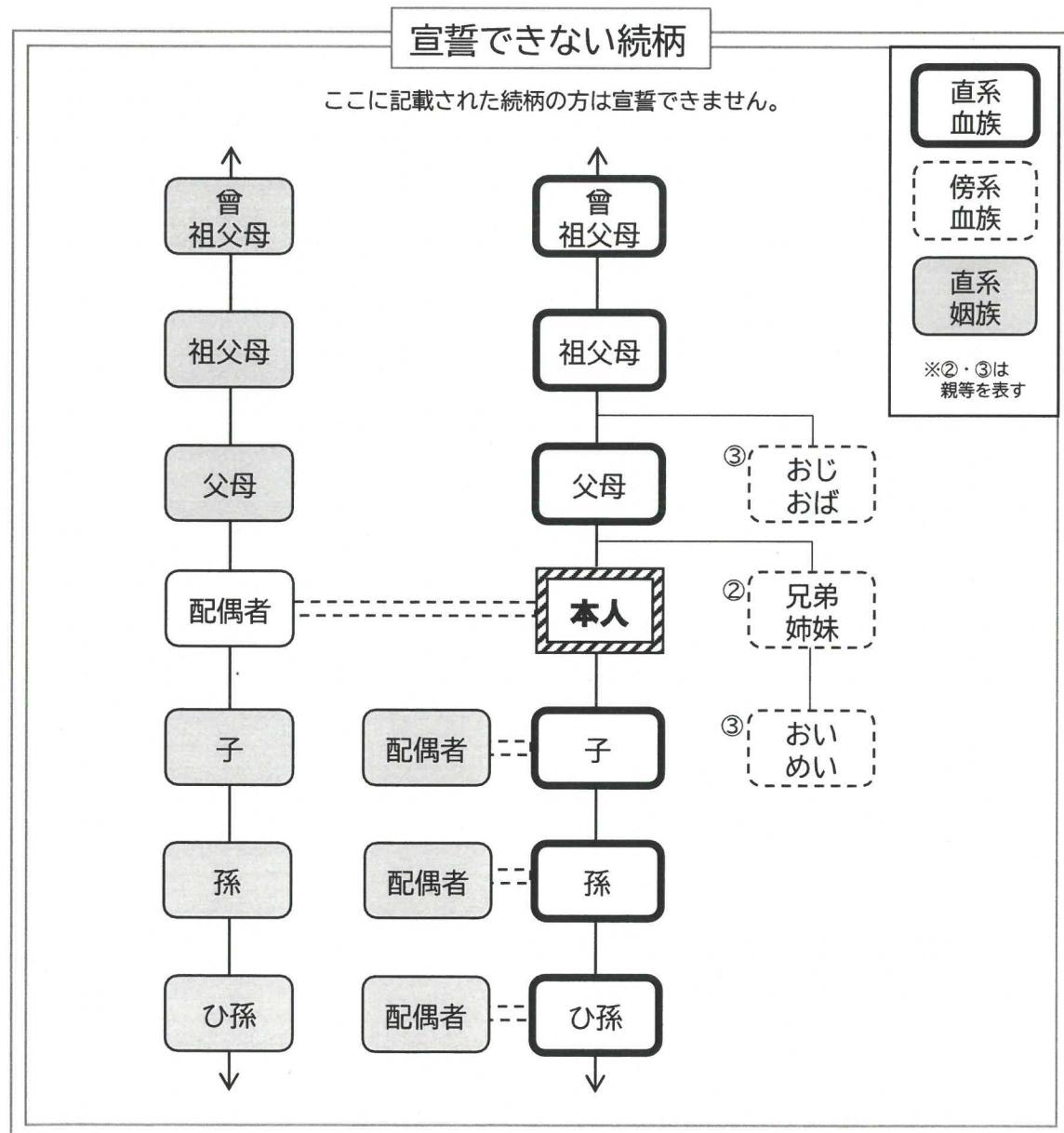
一方または双方が性的マイノリティである二人が愛し合い、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した関係。

## 2 宣誓できる方

一方または双方が性的マイノリティであるお二人のうち、いずれか一方が市内に住所を有している、または宣誓の日から14日以内に市内への転入を予定していることに加え、次の要件をすべて満たす必要があります。

- 成年に達していること
- 配偶者（事実上の婚姻関係を含む）がいること
- 宣誓しようとする相手以外と宣誓をしていないこと
- お二人の関係が、民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士でないこと（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族でないこと）※下図参照

※ただし、お二人が養子縁組をしている、またはしていた場合は宣誓できます。



### 3 宣誓手続の流れ

### (1) 宣誓日の予約

宣誓予定日の原則一週間前までに、電話、FAXまたはEメールにて予約してください。

宣誓可能な日時：月曜日～金曜日（年末年始・祝日・8月6日を除く）

午前8時30分～午後4時15分

※宣誓に当たっては提出または提示いただく書類が必要です（詳細はP. 4～5）。戸籍抄本など、提出書類の取得に時間がかかる場合がありますので、余裕をもった日時で予約してください。

《予約先》

## 広島市市民局人権啓発部人権啓発課 (広島市中区国泰寺町一丁目6番34号)

TEL:082-504-2165

FAX:082-504-2609

E-mail : jinken@city.hiroshima.lg.jp

予約時には、以下のことをお伝えください。

- ① お二人の氏名、生年月日、住所
  - ② 希望日時  
(できるだけ複数の日時をご希望ください。)
  - ③ 日中連絡のとれる電話番号または  
メールアドレス

※宣誓日時は状況等によりご希望に沿えない場合があります。

(2) 宣誓当日 (受領証交付)

予約した日時に、お二人そろってお越しください。

宣誓場所では、パートナーシップ宣誓書（裏面 パートナーシップ宣誓にあたっての確認書）を記入していただきます。宣誓書の用紙は市が準備します。

※宣誓は、プライバシーに配慮し、原則個室で行います。

※自ら宣誓書に記入できないときは、宣誓をしようとする方及び市職員の立ち合いの下、代書することができます。

宣誓場所：市が指定する場所

(原則として広島市役所本庁舎(広島市中区国泰寺町一丁目6番34号))

所要時間：1時間程度

**必要書類**：この手引きの4ページ、5ページに記載している必要書類をお持ちください。

当日に宣誓書の写し（1通）、宣誓書受領証（2通）、宣誓書受領カード（2通）をお二人に交付します。

ただし、書類に不備や不足があった場合、交付を延期することがあります。

※宣誓書受領証と宣誓書受領カードを当日受け取らず、後日郵送することも可能です。

|   |      |
|---|------|
| 株式会社(個人名前)  | (会員) |
| パートナーシップ宣言書   |      |
| (会員)に係る旨  |      |
| 私はも、此度モパートナーシップ宣言の發行に於ける所附に基づき、既に専人とのパートナーシップの発生において無事に合意のうたを實現し、離脱します。 |      |
| 登録日<br>年 月 日  |      |
| 登録者<br>氏名<br>又は略称<br>名前   |      |
| 登録者<br>氏名<br>又は略称<br>名前   |      |

| 形式第1号(第4回調査)   |  | (提出)  |
|--|--|---|
| パートナーシップ宣誓にあたっての御諮詢  |  |   |
| <p>私たちが、医師とパートナーシップ宣誓の効果についての知識に基づき、以下の内容を確認した<br/>うえで、パートナーシップの宣言を行います。また、医療従事者のため、自ら個々の行動に影響されて<br/>いる状況について、医療従事者間で確認するに至ります。</p> |  |   |
| (会員)<br>氏名   | (会員)<br>氏名   | (会員)<br>氏名  |
| <p>必ず二人で確認して下さい。</p>   |  |   |
| 問 题  | 選 び  | 解 釋   |
| 問題1  | <input type="checkbox"/> どちらかは必ず医師の立場である<br>人が、必ず他の人の立場をつくる<br>ことを、必ずしも認めない場合、必ずしも誤りである。 | <input checked="" type="checkbox"/> 痛感する<br><input type="checkbox"/> 痛感しない。 |
| 問題2  | <input type="checkbox"/> 少なくとも、必ずしも一方が他方に影響を及ぼすことは、必ずしも誤りである。                            | <input checked="" type="checkbox"/> 痛感する<br><input type="checkbox"/> 痛感しない。 |
| 問題3  | <input type="checkbox"/> 必ずしも、必ずしも一方が他方に影響を及ぼすことは、必ずしも誤りである。                             | <input checked="" type="checkbox"/> 痛感する<br><input type="checkbox"/> 痛感しない。 |

## 4 必要書類

### (1) 住民票または住民票記載事項証明書

3か月以内に発行された、住民票か住民票記載事項証明書のどちらかを提出してください。

|            |  |
|------------|--|
| 住民票        | 本人のみで、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの。<br>(本籍地・筆頭者はあってもかまいません。) |
| 住民票記載事項証明書 | 本人のみで、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの。                          |

宣誓するお二人が同じ世帯である場合は、1枚の住民票（住民票記載事項証明書）にお二人が一緒に記載されたものでもかまいません。

※個人番号（マイナンバー）の記載があるものは受け取れません。ご注意ください。

#### 【転入予定の場合】

宣誓予定日から14日以内に転入予定の方は、転入が予定されていることがわかる書類の写しを提出してください。

例：転出証明書、新しい住居の賃貸借契約書

※個人番号（マイナンバー）部分はマジック等で黒塗りしてください。

### (2) 戸籍抄本等の配偶者がいないことを証明できる書類

3か月以内に発行された、戸籍抄本等の配偶者がいないことを証明できる書類を提出してください。原則本籍地のある自治体でのみ取得できます。

戸籍を取得する方法は、窓口での請求だけでなく、郵便請求もあります。詳しくは本籍地のある自治体へご確認ください。

※本籍地がわからない場合は、本籍地が記載された住民票を取得することで知ることができます。

※外国籍の方は本国が発給している配偶者がいないことを確認できる書類（婚姻要件具備証明書など）を、日本語訳を添付した上で提出してください。

### (3) 本人確認できる書類

運転免許証 マイナンバーカード（個人番号カード） 旅券（パスポート）

住民基本台帳カード（写真付き） 在留カード 特別永住者証明書

小型船舶操縦免許証 宅地建物取引主任者証（宅地建物取引士証） など

上記の書類をお持ちでない場合は、複数枚を組み合わせて提示することで、本人確認ができます。※(1)の書類を2枚、または(1)と(2)の書類を各1枚

(1) ・国民健康保険被保険者証 ・健康保険被保険者証 ・介護保険被保険者証  
・生活保護受給者証 ・国民年金手帳 ・被爆者健康手帳 など

(2) ・法人が発行した身分証明書（写真付き） ・学生証（写真付き）  
・国もしくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書（写真付き）

その他の本人確認できる書類については、市民局人権啓発課（TEL:082-504-2165）へお問い合わせください。

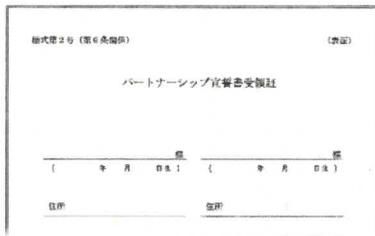
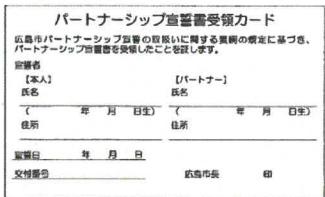
#### (4) 通称名を証明する書類（通称名の使用を希望する場合）

通称名での宣誓を希望される方は、3か月以内に発行された、日常生活において通称名を使用していることが確認できる以下の書類のいずれかを提出してください。

- ・給与明細書
- ・通称名の記載のある住民票
- ・在学証明書等
- ・自宅に届いた郵便物2通（消印があり、住民票の住所と一致し、手書きでないもの）

### 5 交付する書類

提出いただいた書類に不備等がなければ、パートナーシップ宣誓書受領証、受領カードをお二人に交付します。



### 6 受領証等の再交付・変更・返還

再交付・変更・返還手続を行う場合は、可能な限り予約をお取りください。

#### (1) 受領証等の再交付

紛失や毀損、汚損などによりパートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を希望するときは、様式第4号の再交付申請書を提出してください。

毀損、汚損の場合は、すでに発行している受領証等と引き換えとなりますので、忘れずにお持ちください。

※再交付後、紛失した受領証等を発見した場合はすみやかに返還してください。

また、再交付申請書提出の際、本人確認を行いますので、この手引きの4ページに記載している「4必要書類 (3)本人確認できる書類」を参考に、本人確認書類をお持ちください。

#### (2) 宣誓事項の変更

住所や氏名の変更などにより宣誓書に記載した事項に変更があった場合は、様式第5号の宣誓事項変更届を提出してください。

変更内容が確認できる書類と一緒に提出してください。

<変更内容が確認できる書類の例>

住所変更の場合：住民票、住民票記載事項証明書

氏名変更の場合：戸籍抄本等

通称名変更の場合：給与明細書、通称名の記載のある住民票等

また、変更届提出の際に本人確認を行いますので、この手引きの4ページに記載している「4必要書類 (3)本人確認できる書類」を参考に、本人確認書類をお持ちください。

### (3) 受領証等の返還

以下に該当するときは、様式第6号の受領証等返還届を提出し、受領証等を返還してください。

- (1) パートナーシップを解消したとき
- (2) 一方が亡くなられたとき
- (3) お二人ともが市内に住所を有しなくなったとき
- (4) 宣誓が無効となったとき（※）
- (5) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

※宣誓が無効となるとき

以下のいずれかに該当するときは、宣誓を無効とします。その場合は、無効とした受領証等の交付番号をホームページ等で公表します。

- (1) パートナーシップを形成する意思がないとき
- (2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき
- (3) 宣誓できる方の要件（P. 2参照）に反しているとき
- (4) 市内に転入予定の場合、期日までに市内への転入を証明する書類を提出しないとき

返還届提出の際に本人確認を行いますので、この手引きの4ページに記載している「4必要書類（3）本人確認できる書類」を参考に、本人確認書類をお持ちください。

## 7 他の自治体との相互利用

お二人が、広島市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している自治体へ転居する場合、様式第9号の受領証等継続使用申請書を広島市へ提出することにより、広島市の受領証等を転居先の自治体で継続して使用することができる場合があります。詳しくは、市民局人権啓発課（TEL：082-504-2165）へお問い合わせください。

## 8 宣誓書記載内容等証明書

パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書が必要な場合は、様式第7号の宣誓書記載内容等証明書交付申請書を提出してください。

宣誓書記載内容等証明書が必要なときは？

例えば、宣誓してから8年経つと受領証等に記載された日付も8年前となります。8年後に何らかのサービスを受けようと、宣誓したことの証明として受領証を提示すると「8年前の日付でなく、最新の日付で宣誓したことを証明するものが欲しい」と相手方から言われることがあるかもしれません。そのようなときは、「宣誓書記載内容等証明書」の提出を相手方に提案してみてください。

宣誓書記載内容等証明書を取得したい場合は、交付申請書を提出してください。不備等がなければ、即日発行します。後日郵送も可能です。

## 9 よくある質問

### Q.1 パートナーシップ宣誓制度と結婚の違いは何ですか？

結婚は法律に基づいて行われ、法的な権利・義務が発生します。一方、パートナーシップ宣誓制度は広島市が独自で行う制度であり、法的効力がありません。この制度は愛し合うお二人が、互いをパートナーとすることを宣誓したことについて公的に認知することにより、その思いを受け止め、宣誓された方々が持つ生きづらさや不安を軽減し、安心感を持って自分らしく生活できることを応援するものです。

### Q.2 宣誓できるのは同性パートナーだけですか？

同性パートナーに限らず、一方または双方が性的マイノリティの方で、宣誓できる人の要件（P. 2参照）を満たしていれば、宣誓することができます。

### Q.3 同居していないと宣誓できませんか？

お二人が同居していないなくても宣誓することができます。

### Q.4 事実婚の二人は宣誓できますか？

双方とも性的マイノリティでない事実婚であるお二人は宣誓できません。

### Q.5 養子縁組をしていますが、宣誓できますか？

宣誓しようとしているお二人が養子縁組をしている場合は宣誓できます。

### Q.6 外国籍ですが宣誓できますか？

外国籍の方でも宣誓することができます。宣誓する際は、本国が発給している配偶者がいないことを確認できる書類（婚姻要件具備証明書など）と住民票、本人確認できる書類の提出が必要です。本国が発給している配偶者がいないことを確認できる書類には、翻訳者の住所・氏名が記入された日本語訳を添付してください。

なお、パートナーシップ宣誓をしても在留資格や在留期間は変わりません。

### Q.7 通称は使用できますか？

通称名を使用することができます。通称名を使用する際は、受領証等の表面に通称名が、裏面に戸籍上の氏名が記載されます。必要書類はこの手引きの5ページをご覧ください。

### Q.8 宣誓はどこで行うのですか？

宣誓は広島市役所本庁舎で行います。区役所では手続できません。

### Q.9 宣誓に当たり、プライバシーは守られますか？

宣誓はプライバシーに配慮し、原則個室で行い、担当の市職員のみが立ち会います。提出された書類や記載されている個人情報等について、本人の同意なく外部に提供することはありません。

### Q.10 郵便やEメールでも宣誓書を受け付けていますか？

郵便やEメールでは受け付けていません。宣誓時はお二人でお越しいただき、宣誓書を提出していただく必要があります。

Q.11 平日に二人で市役所に行くのが難しいのですが

原則、宣誓は平日（年末年始及び8月6日を除く）の午前8時30分から午後4時15分までとさせていただいています。ただし、特段のご事情がある場合は、人権啓発課までご相談ください。

Q.12 代理人でも宣誓できますか？

代理人による宣誓はできません。宣誓時はお二人でお越しいただく必要があります。

Q.13 宣誓に費用はかかりますか？

宣誓書の提出や受領証等の交付は無料です。また、宣誓書記載内容証明書の交付も無料です。ただし、宣誓等の際に提出していただく必要書類（住民票や戸籍抄本など）の交付手数料等は自己負担となります。

Q.14 宣誓すると戸籍や住民票の記載が変わりますか？

この制度は法的効力がないため、宣誓後に戸籍や住民票の記載が変わることはあります。

Q.15 受領証等に有効期限はありますか？

有効期限はありません。

Q.16 市外に転出する場合はどうすればよいですか？

お二人ともが広島市に居住しなくなる場合は、様式第6号の返還届を提出し、受領証等を返還してください。なお、広島市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している自治体に転出する場合は、申請により受領証等を継続使用することができます。詳しくは人権啓発課にお問い合わせください。

双方とも広島市に居住していたが、一方だけ市外に転出する場合は、転入手続きを終えた後、様式第5号の変更届と新住所の住民票を提出してください。

Q.17 結婚した場合は宣誓書受領証を返還しなければならないですか？

婚姻届を提出した場合は、宣誓できる人の要件に合致しなくなります。様式第6号の返還届を提出し、受領証等を返還してください。

Q.18 成りすまなどの悪用をされませんか？

宣誓を受ける際に戸籍抄本、住民票、本人確認書類等を確認することで、成りすまし等を防止します。なお、宣誓が無効のものであると判明した場合は、無効となった宣誓の交付番号を広島市ホームページで公表します。

Q.19 受領証等の交付を受けることでどんなメリットがありますか？

愛し合っているお二人の関係を形にすることができます。また、この制度に法的効力はありませんが、各種行政サービス等が利用できるようになります（利用できる行政サービスについては広島市ホームページで公表しています。）。民間企業等においても家族扱いのサービスに活用してもらえるよう、周知啓発に取り組みます。

広島市ホームページは  
こちら



## 人権に関する各種相談窓口

LGBT電話相談（エソール広島相談事業）

電話番号 **082-207-3130**

受付時間 毎週土曜日 10:00~16:00  
(祝日・年末年始を除く)

ご家族、パートナー、支援者の方からの相談もお受けします。  
相談は無料です。匿名で、秘密は厳守します。ひとりで悩まず、お気軽にお電話ください。

例えばこんな相談をお受けしています。

自分の性的指向や性別の違和感

自分の性別がはっきりとわからない

自分の性的指向や性別違和のために、職場で安心して働くことができない など

### ■全国の法務局・地方法務局が開設している人権相談窓口

相談は無料で、秘密は守ります。

みんなの人権110番



**0570-003-110**

※一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。  
※最寄りの法務局・地方法務局につながります。

受付時間 平日8:30~17:15

外国語人権相談ダイヤル  
(Foreign-language Human Rights Hotline)



**0570-090-911**

(Weekdays 9:00 - 17:00)

対応言語

English (英語) Chinese (中国語)  
Korean (韓国語) Filipino (フィリピン語)  
Portuguese (ポルトガル語)  
Vietnamese (ベトナム語) Nepali (ネパール語)  
Spanish (スペイン語)  
Indonesian (インドネシア語) Thai (タイ語)

※最寄りの法務局・地方法務局につながります。

女性の人権ホットライン



**0570-070-810**

※IP電話からは接続できません。  
※最寄りの法務局・地方法務局につながります。

受付時間 平日8:30~17:15

子どもの人権110番



**0120-007-110**

※一部のIP電話からは接続できません。  
※最寄りの法務局・地方法務局につながります。

受付時間 平日8:30~17:15

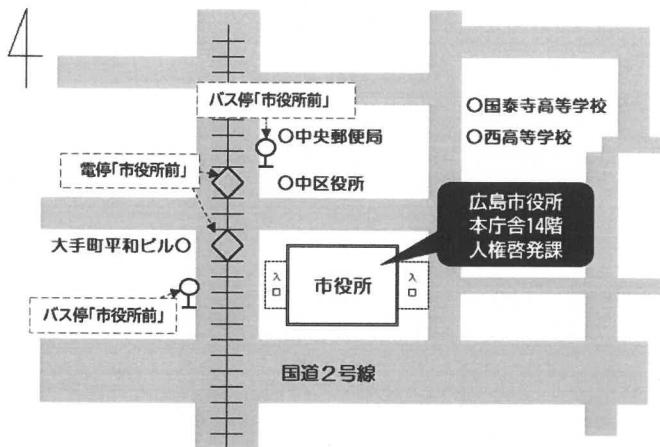
インターネット人権相談受付窓口



←QRコードをバーコード  
リーダで読み込んで接続  
してください。

受付時間 24時間

## 市役所周辺地図



### ○路面電車主要JR駅からのアクセス

広島電鉄(いずれも「市役所前」で下車してください 片道190円)

- 【系統1番】 広島駅↔(紙屋町経由)↔ } 広島港行き  
【系統3番】 西広島駅↔ } 宇品二丁目行き  
【系統7番】 横川駅↔ } 広電本社前行き

### ○バス 主要JR駅からのアクセス(朝、夕の通勤時間帯を除く)

【広島駅から】→市役所前バス停下車(片道190円)

広電バス(緑色のバス) :「観音マリーナホップ」行き又は「広島ヘリポート」行き  
広島バス(赤色のバス) :「広島港」行き

【西広島駅から】→市役所前バス停下車(片道190円)

広電バス(緑色のバス) :「旭町」行き又は「大学病院」行き

【横川駅から】→市役所前バス停下車(片道190円)

広電バス(緑色のバス) :「仁保車庫」又は「向洋新町車庫」行き

## 広島市パートナーシップ宣誓制度利用の手引き

令和3年2月版

広島市市民局人権啓発部人権啓発課

〒730-8586  
広島市中区国泰寺一丁目6番34号  
TEL : 082-504-2165  
FAX : 082-504-2609  
E-mail : jinken@city.hiroshima.lg.jp

## パートナーシップ宣誓書受領証等の提示により利用可能となる行政サービス等

令和3年1月時点

| 区分      | 制度・サービス名                         | 概要・利用方法  | 受領証の提示 | 問い合わせ先  |
|---------|----------------------------------|--|--------|---|
| 救急      | 傷病者搬送証明書の交付                      | 救急自動車又はヘリコプター等で医療機関等に救急搬送された事実についての証明書の交付を、本人の代わりにパートナーが申請できる。   | 要      | 広島市消防局警防部救急課<br>TEL : 082-546-3461<br>FAX : 082-249-1160<br>E-mail : fs-kyukyu@city.hiroshima.lg.jp   |
| 障害者福祉   | (※1)<br>身体障害者などに対する軽自動車税（種別割）の減免 | 下記のいずれかに該当する場合、申請により減免する。<br>・重度の身体障害者又は精神障害者の方のパートナーが所有する軽自動車等で、専ら当該身体障害者若しくは精神障害者の方が運転するもの<br>・重度の身体障害者又は精神障害者の方が所有する軽自動車等（その方のパートナーが所有するものを含む。）で、専ら当該身体障害者若しくは精神障害者の方の生業、通学又は通院等のために、その方のパートナーが運転するもの<br>※パートナーは重度の身体障害者又は精神障害者の方の生計同一者に限る。 | 要      | 中央市税事務所軽自動車税係<br>TEL : 082-504-2777<br>FAX : 082-504-2378<br>E-mail : chuozei@city.hiroshima.lg.jp    |
| 暮らし・その他 | 保有個人情報開示請求                       | 死亡したパートナーについて公文書に記載された個人情報のうち、情報を申請する者自身の情報とみなしえるほど密接な関係があると認められるものを請求できる。<br>※事前に公文書館へ相談すること。<br>(受領証を返還している場合は、その旨を申し出ること。)  | 要      | 企画総務局公文書館行政情報係<br>TEL : 082-243-2583<br>FAX : 082-542-8831<br>E-mail : koubun@city.hiroshima.lg.jp    |
|         | 市営合葬墓の使用申込                       | パートナーの焼骨を埋蔵するために市営合葬墓の使用を申請できる。  | 要      | 健康福祉局保健部環境衛生課<br>TEL : 082-241-7451<br>FAX : 082-241-2567<br>E-mail : kankyoesei@city.hiroshima.lg.jp |
|         | (※1)<br>市営住宅の入居                  | 市営住宅へ入居できる。  | 要      | 都市整備局住宅部住宅政策課<br>TEL : 082-504-2293<br>FAX : 082-504-2308<br>E-mail : jutaku@city.hiroshima.lg.jp     |
|         | り災証明書の交付                         | り災証明書（火災により被害を受けた事実を証明するもの）交付について、り災者本人の代わりにパートナーが申請できる。   | 要      | 消防局予防部予防課調査係<br>TEL : 082-546-3453<br>FAX : 082-249-1160<br>E-mail : fs-yobo@city.hiroshima.lg.jp     |

※1 令和3年4月適用予定。

※2 制度ごとに所定の要件があります。

**パートナーシップ宣誓をしなくても利用可能な行政サービス等  
(受領証等を提示することでより円滑にサービスを利用できます。)**

令和3年2月2日時点

| 区分      | 制度・サービス名              | 概要・利用方法等  | 受領証の提示 | 問い合わせ先  |
|---------|-----------------------|---|--------|---|
| 医療・救急   | 市立病院での面会・手術同意         | 市立病院での病状説明同席や面会、手術同意などができる。   | 不要     | 各病院へお問い合わせください。   |
|         | 救急車への同乗               | パートナーが救急車で搬送される際に同乗できる。   | 不要     | 消防局警防部救急課<br>TEL : 082-546-3461<br>FAX : 082-249-1160<br>E-mail : fs-kyukyu@city.hiroshima.lg.jp  |
| 子育て     | 母子健康手帳交付              | 母子健康手帳の申請・受領について、本人の代わりにパートナーが行うことができる。<br>※ただし、委任状が必要。   | 不要     | こども未来局 こども・家庭支援課<br>TEL : 082-504-2623  |
| 高齢者福祉   | 高齢者等住宅改修費補助           | 高齢のパートナーが居住する住宅をバリアフリー化するための費用への補助の申請について、お二人が同居している場合は同一世帯とみなす。                                  | 不要     |   |
|         | 家族介護教室                | 高齢のパートナーを介護している人は、介護に関する知識や技術を学ぶ教室へ参加できる。   | 不要     |   |
|         | 日常生活用具給付              | 自動消火器と卓上電磁調理器の給付について、パートナーが代理申請できる。   | 不要     | 健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課<br>TEL : 082-504-2145<br>FAX : 082-504-2136<br>E-mail : korei@city.hiroshima.lg.jp  |
|         | 高齢者配食サービス             | 食事のお届け時に安否確認を行う配食サービスについて、パートナーが代理申請できる。  | 不要     |   |
|         | あんしん電話設置              | 自宅での急病や事故などの緊急時のための通報機器（あんしん電話）等について、パートナーが代理申請できる。   | 不要     |   |
|         | 要介護認定申請               | 要介護認定について、パートナーが代行申請できる。  | 不要     | 健康福祉局高齢福祉部介護保険課<br>TEL : 082-504-2363<br>FAX : 082-504-2136<br>E-mail : kaigo@city.hiroshima.lg.jp  |
| 障害者     | 障害者住宅改造費補助            | 障害のあるパートナーの居住環境向上を図るため、住宅の改造に要する費用への補助の申請について、お二人が同居している場合は同一世帯とみなす。                              | 不要     | お住まいの区の福祉課障害福祉係<br>健康福祉局障害福祉部障害自立支援課<br>TEL : 082-504-2148<br>FAX : 082-504-2256  |
| 暮らし・その他 | 三世代同居・近居支援            | 小学生以下の子どもがいるパートナー関係にあるお二人が、その親世帯の近くへ住み替える費用を助成する。<br>※ただし、同一世帯で、世帯主が申請者となり、かつその親世帯の近くに引っ越しする場合のみ。 | 不要     | 企画総務局地域活性化調整部<br>コミュニティ再生課<br>TEL : 082-504-2125<br>FAX : 082-504-2029<br>E-mail : community@city.hiroshima.lg.jp   |
|         | パートナーからの暴力(DV)についての相談 | パートナーからの暴力(DV)について相談できる。  | 不要     | 広島市配偶者暴力相談支援センター<br>TEL : 082-545-7498<br>FAX : 082-249-8012  |
|         | 住居確保給付金               | 生計同一世帯の場合は、同一世帯として住居確保給付金を申請することができる。   | 不要     | 広島市くらしサポートセンター本部<br>TEL : 082-264-6405<br>FAX : 082-264-6413<br>健康福祉局地域福祉課地域福祉係<br>TEL : 082-504-2799<br>FAX : 082-504-2169   |
|         | 生活保護制度                | 生計同一世帯の場合は、同一世帯として生活保護を受けることができる。   | 不要     | 中区生活課<br>TEL : 082-504-2443<br>FAX : 082-504-2175<br>東区生活課<br>TEL : 082-568-7726<br>FAX : 082-568-7781<br>南区生活課<br>TEL : 082-250-4105<br>FAX : 082-254-9184<br>西区生活課<br>TEL : 082-294-6069<br>FAX : 082-294-6311<br>安佐南区生活課<br>TEL : 082-831-5010<br>FAX : 082-870-2255<br>安佐北区生活課<br>TEL : 082-819-0576<br>FAX : 082-819-0602<br>安芸区生活課<br>TEL : 082-821-2806<br>FAX : 082-821-2832<br>佐伯区生活課<br>TEL : 082-943-9726<br>FAX : 082-923-1611<br>健康福祉局地域福祉課保護係<br>TEL : 082-504-2138<br>FAX : 082-504-2169 |

※ 制度ごとに所定の要件があります。